

6次産業化ネットワーク活動交付金の配分基準について

農林水産省食料産業局長通知

制定	平成25年5月16日	25食産第626号
改正	平成26年2月7日	25食産第4097号
改正	平成26年3月24日	25食産第4779号
改正	平成26年10月16日	26食産第2605号
改正	平成27年2月3日	26食産第3840号
改正	平成27年4月9日	26食産第4675号
改正	平成28年4月1日	27食産第5893号
改正	平成29年3月31日	28食産第6076号

6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日付け25食産第599号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記1の第1、別記2-1の第1、別記2-2の第1、別記3-1の第1及び別記3-2の第1に定める支援体制整備事業、推進事業及び整備事業の実施に必要な交付金の配分基準を、次のとおり定める。

第1 事業実施計画に対する評価に基づく配分の方法

実施要綱第5の1、2及び3に規定する事業実施計画について、別表に掲げる各事業の評価項目ごとに、それぞれ当該評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、支援体制整備事業、推進事業及び整備事業ごとに、以下の1及び2のとおり各都道府県等（都道府県及び戦略策定市区町村をいう。以下同じ。）に予算額の配分を行う。

ただし、整備事業において、評価項目（Ⅶ 特別加算の基準を除く。）に「0」点の項目がある場合には、合計点を「0」点とするとともに、合計点が満点の半分に満たない事業実施計画については、交付金の配分の対象としないこととする。

1 対象となる事業実施計画に対する配分

(1) 以下の①及び②により算定された額を都道府県等ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するとともに、各優先枠に係る交付金額を示すものとする。

① 次のア及びイに掲げる優先枠の対象となる事業実施計画について、ポイントの高い順に並べ、優先枠の予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県等ごとに合計し配分した額

ア 整備事業のうち中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3

月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知)第2により都道府県が策定する「地域別農業振興計画」に基づいて実施される地域経済へ波及効果を及ぼす取組に係る優先枠

イ 推進事業及び整備事業のうち有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)第2条に規定する特定有人国境離島地域で実施される取組に係る優先枠

② ①の合計額を除いた予算の範囲内で、①の優先枠の対象とならない事業実施計画について、ポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県等ごとに合計し配分した額

(2) (1)の①において、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に配分することとし、さらに、要望額が同じ事業実施計画が複数ある場合には、別表に掲げる評価項目のうち「特別加算の基準」の配点の高い順に配分する。

(3) (1)の①により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には(1)の①による予算配分を行わないこととし、予算配分が行われなかった事業実施計画については、(1)の②における算定の対象とする。

(4) (1)の②により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、事業実施計画の要望額の8割を下限とする範囲内で配分する。

なお、当該配分可能額に同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に、事業実施計画の要望額の割合に対し、8割を下限とする範囲内で配分する。

2 配分結果の公表

1により配分した結果については、以下の項目により予算の要望があった都道府県に対して公表するものとする。

- (1) 都道府県別の要望件数
- (2) 都道府県別の配分対象件数
- (3) 配分対象となった事業実施計画の最低ポイント(ボーダーライン)

3 留意事項

配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合は、当該年度及び次年

度において同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては当該都道府県を所管する地方農政局長のことをいう。）が認める場合は、この限りではない。

第2 配分基準の考え方の見直し

本配分基準の考え方については、対策の実施状況、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年2月7日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成26年10月16日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年2月3日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この通知は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

別表

事業実施計画に対する評価の基準

事業名	評価項目及び配点基準	配点
支援体制 整備事業	I 事業実施主体の適格性等について「0、1、3、5ポイントで評価」	
	<p>① 【安定性】 組織の財政的基盤は安定しているか。</p> <p>【配分】 都道府県並びに市町村及び特別区（以下「市区町村」という。）にあっては、財政再建団体となっていない 都道府県及び市区町村以外にあっては、直近3年の経常損益が3年連続黒字であり、かつ直近の決算において累積損失がない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 都道府県及び市区町村以外であって、直近3年のうち2年又は1年の経常損益が黒字であり、かつ直近の決算において累積損失がない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 都道府県及び市区町村以外であって、直近3年の経常損益が3年連続赤字であるが、直近の決算において累積損失がない、又は直近の決算において累積損失又は債務超過となっている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 都道府県及び市区町村にあっては、財政再建団体となっている 都道府県及び市区町村以外にあっては、直近3年の経常損益が3年連続赤字であり、かつ直近の決算において債務超過となっている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5
<p>② 【透明性】 運営の公開性、透明性は高いか。</p> <p>【配分】 都道府県及び市区町村にあっては財政状況、都道府県及び市区町村以外にあっては定款、役員一覧及び決算書等経営状況について確認することのできる情報が全てHP又は事務所において公開されている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 都道府県及び市区町村以外であって、定款、役員一覧及び決算書等経営状況について確認することのできる情報について2項目がHP又は事務所において公開されている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 都道府県及び市区町村以外であって、定款、役員一覧及び決算書等経営状況について確認することのできる情報のいずれかがHP又は事務所において公開されている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 活動内容が全く確認できない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5	

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>③ 【専門性】 主たる責任者に事業実施に関する管理能力があり、6次産業化に関する専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか。</p> <p>【配分】 主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した者が2名以上いる 5ポイント 主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した者が1名いる 3ポイント 主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、又は経験等のいずれかを有した者が1名いる 1ポイント 専門的知見、経験等を有した者がいない 0ポイント</p>	5
	<p>④ 【整合性】 現状の課題等を正確に把握するとともに、事業実施計画の目的、趣旨が課題解決に資する内容であるか。</p> <p>【配分】 現状の課題等が正確に把握されており、事業実施計画の目的、趣旨が課題解決に資する内容となっている 5ポイント 現状の課題等が把握されており、事業実施計画の目的、趣旨が課題解決に資する内容となっている 3ポイント 現状の課題等の把握が十分とはいえず、事業実施計画の一部のみが課題解決に資する内容となっている 1ポイント 現状の把握等が行われていない 0ポイント</p>	5
	<p>⑤ 【具体性】 目標達成のための具体的な実施内容となっているか。</p> <p>【配分】 全ての取組について、実施内容に高度な具体性が認められる 5ポイント 全ての取組について、実施内容に具体性が認められる 3ポイント 一部の取組について、実施内容に具体性が認められる 1ポイント 全ての取組について、実施内容に具体性が認められない 0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>⑥ 【計画性】 予算が講じられる年度内において、スケジュールに基づき計画的に事業を執行することができるか。また、早期執行が図られる計画となっているか。</p> <p>【配分】 当該年度内に全ての取組を終えることが確実と見込まれる詳細なスケジュールが立てられており、また、早期執行が図られる計画となっている 5ポイント 当該年度内に全ての取組を終えることが見込まれる大まかなスケジュールが立てられており、また、早期執行が図られる計画となっている 3ポイント 当該年度内に全ての取組を終えるスケジュールが記載されているが、実現性に疑問がある 1ポイント スケジュールについて記載されていない 0ポイント</p>	5
	<p>⑦ 【綿密性】 精度の高い積算がなされているか。</p> <p>【配分】 全ての費目について、精度の高い積算が行われていると認められる 5ポイント 全ての費目について、積算が行われている 3ポイント 一部の費目の積算について、算定根拠に疑問がある 1ポイント 具体的な積算がない 0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>⑧ 【費用対効果】 事業費からみて通常期待できる効果を上回る効果を期待することができるか。</p> <p>【配分】 全ての取組について、事業費からみて通常期待できる効果を上回る効果を生み出すことを相当程度期待することができる ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 全ての取組について、事業費からみて通常期待できる効果を上回る効果を生み出すことを期待することができる・・・ 3ポイント 一部の取組について、事業費からみて通常期待できる効果を上回る効果を生み出すことに疑問のあるものとなっている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 全ての取組について、事業費からみて通常期待できる効果を上回る効果を生み出すことを期待することができない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0ポイント</p>	5
	<p>⑨ 【主体性及び実現性】 主体的に定量的な目標を設定し、その成果・効果を検証できる仕組みになっているか。また、事業内容及び実施方法から判断して、期待される効果は実現可能か。</p> <p>【配分】 全ての取組について、定量的な目標が設定され、成果・効果を検証する仕組みが明確に整理されており、また、期待される効果が高い確率で実現可能と認められる・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 全ての取組について、定量的な目標が設定され、成果・効果を検証する仕組みが整理され、また、期待される効果が実現可能と認められる・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 一部の取組について、設定される目標に具体性が欠けていることから、成果・効果の検証可能性と効果の実現可能性に疑問がある ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 定量的目標が設定されていない・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>⑩ 【継続性】 単発的な活動でなく、事業の持続性、継続性はみられるか。</p> <p>【配分】 事業の持続性、継続性ともに十分に期待できるものとなっている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 事業の持続性、継続性ともに期待できるものとなっている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 事業の持続性に一部疑問のあるものとなっている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 事業の持続性を期待することができない ・・・・・・・・・・ 0ポイント</p>	5
	<p>⑪ 【発展性】 都道府県全域及び多数の農業者等を対象とした取組であるか。また、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか。</p> <p>【配分】 都道府県全域及び多数の農業者等を対象とした取組であり、具体的な波及効果が明示されている。・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 都道府県全域又は多数の農業者等を対象とした取組であり、波及効果が期待できる。・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 取組の実施地域及び対象者が一部限定的なものとなっている。 ・・・・・・・・・・ 1ポイント 取組の実施地域及び対象者が限定的である。 ・・・・・・・・ 0ポイント</p>	5
	合計	55

事業名	評価項目及び配点基準	配点
推進事業 (事業者 タイプ)	I 事業実施主体の適格性等について「0、1、3、5ポイントで評価」	45
	① 【安定性】 組織の財政的基盤は安定しているか。 【配分】 直近3年の経常損益が3年連続黒字であり、かつ直近の決算において累積損失がない 5ポイント 直近3年のうち2年又は1年の経常損益が黒字であり、かつ直近の決算において累積損失がない 3ポイント 直近3年の経常損益が3年連続赤字であるが、直近の決算において累積損失がない、又は直近の決算において累積損失又は債務超過となっている 1ポイント 直近3年の経常損益が3年連続赤字であり、かつ直近の決算において債務超過となっている 0ポイント	5
	② 【透明性】 運営の公開性、透明性は高いか。 【配分】 定款、役員一覧及び決算書等経営状況について確認することのできる情報が全てHP又は事務所において公開されている 5ポイント 定款、役員一覧及び決算書等経営状況について確認することのできる情報について2項目がHP又は事務所において公開されている 3ポイント 定款、役員一覧及び決算書等経営状況について確認することのできる情報のいずれかがHP又は事務所において公開されている 1ポイント 活動内容が全く確認できない 0ポイント	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>③ 【専門性】 主たる責任者に事業実施に関する管理能力があり、6次産業化に関する専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか。</p> <p>【配分】 主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した者が2名以上いる 5ポイント 主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した者が1名いる 3ポイント 主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、又は経験等のいずれかを有した者が1名いる 1ポイント 専門的知見、経験等を有した者がいない 0ポイント</p>	5
	<p>④ 【整合性】 現状の課題等を正確に把握するとともに、事業実施計画の目的、趣旨が課題解決に資する内容であるか。</p> <p>【配分】 現状の課題等が正確に把握されており、事業実施計画の目的、趣旨が課題解決に資する内容となっている 5ポイント 現状の課題等が把握されており、事業実施計画の目的、趣旨が課題解決に資する内容となっている 3ポイント 現状の課題等の把握が十分とはいえず、事業実施計画の一部のみが事業の目的、趣旨と合致している 1ポイント 現状の把握等が行われていない 0ポイント</p>	5
	<p>⑤ 【具体性】 目標達成のための具体的な実施内容となっているか。</p> <p>【配分】 全ての取組について、実施内容に高度な具体性が認められる 5ポイント 全ての取組について、実施内容に具体性が認められる 3ポイント 一部の取組について、実施内容に具体性が認められる 1ポイント 全ての取組について、実施内容に具体性が認められない 0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>⑥ 【計画性】 予算が講じられる年度内において、スケジュールに基づき計画的に事業を執行することができるか。また、早期執行が図られる計画となっているか。</p> <p>【配分】 当該年度内に全ての取組を終えることが確実と見込まれる詳細なスケジュールが立てられており、また、早期執行が図られる計画となっている 5ポイント 当該年度内に全ての取組を終えることが見込まれる大まかなスケジュールが立てられており、また、早期執行が図られる計画となっている 3ポイント 当該年度内に全ての取組を終えるスケジュールが記載されているが、実現性に疑問がある 1ポイント スケジュールについて記載されていない 0ポイント</p>	5
	<p>⑦ 【綿密性】 精度の高い積算がなされているか。</p> <p>【配分】 全ての費目について、精度の高い積算が行われていると認められる 5ポイント 全ての費目について、積算が行われている 3ポイント 一部の費目の積算について、算定根拠に疑問がある 1ポイント 具体的な積算がない 0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>⑧ 【費用対効果】 事業費からみて通常期待できる効果を上回る効果を期待することができるか。</p> <p>【配分】 全ての取組について、事業費からみて通常期待できる効果を上回る効果を生み出すことを相当程度期待することができる ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 全ての取組について、事業費からみて通常期待できる効果を上回る効果を生み出すことを期待することができる・・・ 3ポイント 一部の取組について、事業費からみて通常期待できる効果を上回る効果を生み出すことに疑問のあるものとなっている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 全ての取組について、事業費からみて通常期待できる効果を上回る効果を生み出すことを期待することができない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0ポイント</p>	5
	<p>⑨ 【主体性及び実現性】 主体的に定量的な目標を設定し、その成果・効果を検証できる仕組みになっているか。また、事業内容及び実施方法から判断して、期待される効果は実現可能か。</p> <p>【配分】 全ての取組について、定量的な目標が設定され、成果・効果を検証する仕組みが明確に整理されており、また、期待される効果が高い確率で実現可能と認められる・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 全ての取組について、定量的な目標が設定され、成果・効果を検証する仕組みが整理され、また、期待される効果が実現可能と認められる・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 一部の取組について、設定される目標に具体性が欠けていることから、成果・効果の検証可能性と効果の実現可能性に疑問がある ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 定量的目標が設定されていない・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	Ⅱ バリューシステムに係る審査基準「0、1、3、5ポイントで評価」	10
	<p>⑩ 【視点】 実需者・消費者へバリュー提案（商品価値の提案）を行い、市場性を評価しているか。</p> <p>【配分】 ターゲットとなる顧客・市場を相当程度明確にした上で、バリュー提案（商品価値の提示）を行い、市場性の評価が十分に行われている・・・・・・・・・・5ポイント ターゲットとなる顧客・市場を明確にした上で、バリュー提案（商品価値の提示）を行い、市場性の評価が十分に行われている・・・・・・・・・・3ポイント バリュー提案（商品価値の提示）が行われているものの、市場性の評価が十分に行われていない・・・・・・・・・・1ポイント バリュー提案（商品価値の提示）を行っていない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5
	<p>⑪ 【視点】 バリュー提案（商品価値の提示）に基づく商品提供を安定的に実施できる体制が整っているか。</p> <p>①バリュー提案に沿った原料の生産・供給体制が構築されているか ②バリュー提案に沿った製造、物流、保管体制が構築されているか ③バリュー提案を継続的に実施する広告宣伝、苦情処理等の体制が構築されているか</p> <p>【配分】 ①～③の全て整っている（又は計画されている）・・・・・・・・・・5ポイント ①に加え、②、③のいずれかが整っている（又は計画されている）・・・・・・・・・・3ポイント ①のみ整っている（又は計画されている）・・・・・・・・・・1ポイント ①～③のうち1項目も整っていない（又は計画されていない）・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	Ⅲ イノベーションに係る審査基準「0、3、6、10ポイントで評価」	10
	<p>⑫ 【視点】 市場性がある商品を作るため、事業実施主体としてのイノベーション（今までにない異業種との新結合等）を起こそうとしているか。</p> <p>【配分】 商品、原材料、生産方法、販路、組織（異業種との連携を含む）のいずれか2項目以上において、イノベーションを起こそうとしている・・・・・・・・・・10ポイント 商品、原材料、生産方法、販路、組織（異業種との連携を含む）のいずれかにおいて、イノベーションを起こそうとしている・・・・・・・・・・6ポイント 商品、原材料、生産方法、販路、組織（異業種との連携を含む）のいずれかにおいて、イノベーションを起こそうとしているが、具体的な内容でない・・・・・・・・・・3ポイント 商品、原材料、生産方法、販路、組織（異業種との連携を含む）のいずれにおいても、イノベーションを起こそうとしていない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	10
	Ⅳ 地域経済への波及効果「0、1、3、5」ポイントで評価	10
	<p>⑬ 【視点】 当該事業を実施するに際して、地域（県域）にどのようなライバル（競合先）がいるか。</p> <p>【配分】 同様の商品がなく、新しい価値提案が十分に行われている・・・・・・・・・・5ポイント 同様の商品があるが、新しい価値提案が十分行われている・・・・・・・・・・3ポイント 同様の商品があるにもかかわらず、新しい価値提案が不十分である・・・・・・・・・・1ポイント 同様の商品があり、新しい価値提案も行われていない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>⑭ 【視点】 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果がある取組か。</p> <p>【配分】 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果が長期間にわたり十分にある・・・5ポイント 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果が十分にある・・・3ポイント 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果が一部ある・・・1ポイント 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果がない・・・0ポイント</p>	5
	V 特別加算の基準「0、3」ポイントで評価	17
	<p>⑮ 【関連性】 ・六次産業化・地産地消法に基づき認定された総合化事業計画の取組であるか。 ・農商工等連携促進法に基づき認定された農商工等連携事業計画の取組であるか。</p>	5
	⑯ 事業実施主体の所在する市町村で、「地産地消促進計画」を策定しているか。（新商品開発・販路開拓の実施の場合、事業実施主体の所在する市町村で策定した「地産地消促進計画」に則した取組であるか。）	3
	⑰ 事業実施主体の所在する場所が、「人・農地プラン」の策定されている地域であるか。（新商品開発・販路開拓の実施の場合、事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置づけられているか。）	3
	⑱ 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であるか。	3
	⑲ 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組であるか。	3
	合計	92

事業名	評価項目及び配点基準	配点
推進事業 (地域タイプ)	I 事業実施主体の適格性等について「0、1、3、5ポイントで評価」	45
	<p>① 【安定性】 組織の財政的基盤は安定しているか。</p> <p>【配分】 市区町村にあっては、財政再建団体となっていない 市区町村以外にあっては、直近3年の経常損益が3年連続黒字であり、かつ直近の決算において累積損失がない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>市区町村以外であって、直近3年のうち2年又は1年の経常損益が黒字であり、かつ直近の決算において累積損失がない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>市区町村以外であって、直近3年の経常損益が3年連続赤字であるが、直近の決算において累積損失がない、又は直近の決算において累積損失又は債務超過となっている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>市区町村にあっては、財政再建団体となっている 市区町村以外にあっては、直近3年の経常損益が3年連続赤字であり、かつ直近の決算において債務超過となっている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5
	<p>② 【透明性】 運営の公開性、透明性は高いか。</p> <p>【配分】 市区町村にあっては財政状況、市区町村以外にあっては定款、役員一覧及び決算書等経営状況について確認することのできる情報が全てHP又は事務所において公開されている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント</p> <p>市区町村以外であって、定款、役員一覧及び決算書等経営状況について確認することのできる情報について2項目がHP又は事務所において公開されている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント</p> <p>市区町村以外であって、定款、役員一覧及び決算書等経営状況について確認することのできる情報のいずれかがHP又は事務所において公開されている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>活動内容が全く確認できない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>③ 【専門性】 主たる責任者に事業実施に関する管理能力があり、6次産業化に関する専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか。</p> <p>【配分】 主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した者が2名以上いる 5ポイント 主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した者が1名いる 3ポイント 主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、又は経験等のいずれかを有した者が1名いる 1ポイント 専門的知見、経験等を有した者がいない 0ポイント</p>	5
	<p>④ 【整合性】 現状の課題等を正確に把握するとともに、事業実施計画の目的、趣旨が課題解決に資する内容であるか。</p> <p>【配分】 現状の課題等が正確に把握されており、事業実施計画の目的、趣旨が課題解決に資する内容となっている 5ポイント 現状の課題等が把握されており、事業実施計画の目的、趣旨が課題解決に資する内容となっている 3ポイント 現状の課題等の把握が十分とはいえず、事業実施計画の一部のみが事業の目的、趣旨と合致している 1ポイント 現状の把握等が行われていない 0ポイント</p>	5
	<p>⑤ 【具体性】 目標達成のための具体的な実施内容となっているか。</p> <p>【配分】 全ての取組について、実施内容に高度な具体性が認められる 5ポイント 全ての取組について、実施内容に具体性が認められる 3ポイント 一部の取組について、実施内容に具体性が認められる 1ポイント 全ての取組について、実施内容に具体性が認められない 0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>⑥ 【計画性】 予算が講じられる年度内において、スケジュールに基づき計画的な事業を執行することができるか。また、早期執行が図られる計画となっているか。</p> <p>【配分】 当該年度内に全ての取組を終えることが確実と見込まれる詳細なスケジュールが立てられており、また、早期執行が図られる計画となっている 5ポイント 当該年度内に全ての取組を終えることが見込まれる大まかなスケジュールが立てられており、また、早期執行が図られる計画となっている 3ポイント 当該年度内に全ての取組を終えるスケジュールが記載されているが、実現性に疑問がある 1ポイント スケジュールについて記載されていない 0ポイント</p>	5
	<p>⑦ 【綿密性】 精度の高い積算がなされているか。</p> <p>【配分】 全ての費目について、精度の高い積算が行われていると認められる 5ポイント 全ての費目について、積算が行われている 3ポイント 一部の費目の積算について、算定根拠に疑問がある 1ポイント 具体的な積算がない 0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>⑧ 【費用対効果】 事業費からみて通常期待できる効果を上回る効果を期待することができるか。</p> <p>【配分】 全ての取組について、事業費からみて通常期待できる効果を上回る効果を生み出すことを相当程度期待することができる ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 全ての取組について、事業費からみて通常期待できる効果を上回る効果を生み出すことを期待することができる・・・ 3ポイント 一部の取組について、事業費からみて通常期待できる効果を上回る効果を生み出すことに疑問のあるものとなっている ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 全ての取組について、事業費からみて通常期待できる効果を上回る効果を生み出すことを期待することができない ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0ポイント</p>	5
	<p>⑨ 【主体性及び実現性】 主体的に定量的な目標を設定し、その成果・効果を検証できる仕組みになっているか。また、事業内容及び実施方法から判断して、期待される効果は実現可能か。</p> <p>【配分】 全ての取組について、定量的な目標が設定され、成果・効果を検証する仕組みが明確に整理されており、また、期待される効果が高い確率で実現可能と認められる・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 全ての取組について、定量的な目標が設定され、成果・効果を検証する仕組みが整理され、また、期待される効果が実現可能と認められる・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 一部の取組について、設定される目標に具体性が欠けていることから、成果・効果の検証可能性と効果の実現可能性に疑問がある ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント 定量的目標が設定されていない・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	Ⅱ バリューシステムに係る審査基準「0、1、3、5ポイントで評価」	10
	<p>⑩ 【視点】 実需者・消費者へバリュー提案（商品価値の提案）を行い、市場性を評価しているか。</p> <p>【配分】 ターゲットとなる顧客・市場を相当程度明確にした上で、バリュー提案（商品価値の提示）を行い、市場性の評価が十分に行われている・・・・・・・・・・5ポイント ターゲットとなる顧客・市場を明確にした上で、バリュー提案（商品価値の提示）を行い、市場性の評価が十分に行われている・・・・・・・・・・3ポイント バリュー提案（商品価値の提示）が行われているものの、市場性の評価が十分に行われていない・・・・・・・・・・1ポイント バリュー提案（商品価値の提示）を行っていない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5
	<p>⑪ 【視点】 バリュー提案（商品価値の提示）に基づく商品提供を安定的に実施できる体制が整っているか。</p> <p>①バリュー提案に沿った原料の生産・供給体制が構築されているか ②バリュー提案に沿った製造、物流、保管体制が構築されているか ③バリュー提案を継続的に実施する広告宣伝、苦情処理等の体制が構築されているか</p> <p>【配分】 ①～③の全て整っている（又は計画されている）・・・・・・・・・・5ポイント ①に加え、②、③のいずれかが整っている（又は計画されている）・・・・・・・・・・3ポイント ①のみ整っている（又は計画されている）・・・・・・・・・・1ポイント ①～③のうち1項目も整っていない（又は計画されていない）・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	Ⅲ イノベーションに係る審査基準「0、3、6、10ポイントで評価」	10
	<p>⑫ 【視点】 市場性がある商品を作るため、事業実施主体としてのイノベーション（今までにない異業種との新結合等）を起こそうとしているか。</p> <p>【配分】 商品、原材料、生産方法、販路、組織（異業種との連携を含む）のいずれか2項目以上において、イノベーションを起こそうとしている・・・・・・・・・・10ポイント 商品、原材料、生産方法、販路、組織（異業種との連携を含む）のいずれかにおいて、イノベーションを起こそうとしている・・・・・・・・・・6ポイント 商品、原材料、生産方法、販路、組織（異業種との連携を含む）のいずれかにおいて、イノベーションを起こそうとしているが、具体的な内容でない・・・・・・・・・・3ポイント 商品、原材料、生産方法、販路、組織（異業種との連携を含む）のいずれにおいても、イノベーションを起こそうとしていない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	10
	Ⅳ 地域経済への波及効果「0、1、3、5」ポイントで評価	10
	<p>⑬ 【視点】 当該事業を実施するに際して、地域（県域）にどのようなライバル（競合先）がいるか。</p> <p>【配分】 同様の商品がなく、新しい価値提案が十分に行われている・・・・・・・・・・5ポイント 同様の商品があるが、新しい価値提案が十分に行われている・・・・・・・・・・3ポイント 同様の商品があるにもかかわらず、新しい価値提案が不十分である・・・・・・・・・・1ポイント 同様の商品があり、新しい価値提案も行われていない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>⑭ 【視点】 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果がある取組か。</p> <p>【配分】 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果が長期間にわたり十分にある・・・5ポイント 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果が十分にある・・・3ポイント 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果が一部ある・・・1ポイント 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果がない・・・0ポイント</p>	5
	V 特別加算の基準「0、3」ポイントで評価	15
	<p>⑮ 【関連性】 事業実施主体の所在する市町村で、「地産地消促進計画」を策定しているか。（新商品開発・販路開拓の実施の場合、事業実施主体の所在する市町村で策定した「地産地消促進計画」に則した取組であるか。）</p>	3
	⑯ 事業実施主体の所在する場所が、「人・農地プラン」の策定されている地域であるか。（新商品開発・販路開拓の実施の場合、事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置づけられているか。）	3
	⑰ 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であるか。	3
	⑱ 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であるか。	3
	⑲ 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組であるか。	3
	合計	90
	ポイント補正 (A) × 92 / 90 ※小数点以下四捨五入	92

事業名	評価項目及び配点基準	配点
整備事業 (事業者 タイプ)	I 事業実施主体の適格性等について「0、1、3、5ポイントで評価」	35
	<p>① 【安定性】 組織の財政的基盤は安定しているか。</p> <p>【配分】 直近3年の経常損益が3年連続黒字であり、かつ直近の決算において累積損失がない 5ポイント 直近3年のうち2年又は1年の経常損益が黒字であり、かつ直近の決算において累積損失がない 3ポイント 直近3年の経常損益が3年連続赤字であるが、直近の決算において累積損失がない、又は直近の決算において累積損失又は債務超過となっている 1ポイント 直近3年の経常損益が3年連続赤字であり、かつ直近の決算において債務超過となっている 0ポイント</p>	5
	<p>② 【透明性】 運営の公開性、透明性は高いか。</p> <p>【配分】 定款、役員一覧、決算書等経営状況について確認することのできる情報が全てHP又は事務所において公開されている 5ポイント 定款、役員一覧、決算書等経営状況について確認することのできる情報について2項目がHP又は事務所において公開されている 3ポイント 定款、役員一覧、決算書等経営状況について確認することのできる情報のいずれかがHP又は事務所において公開されている 1ポイント 応募団体の活動内容が全く確認できない 0ポイント</p>	5
	<p>③ 【専門性】 主たる責任者に事業実施に関する管理能力があり、6次産業化に関する専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか。</p> <p>【配分】 主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した者が2名以上いる 5ポイント 主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した者が1名いる 3ポイント 主たる責任者に管理能力があり、専門的知見又は経験等のいずれかを有した者が1名いる 1ポイント 専門的知見、経験等を有した者がいない 0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>④ 【整合性】 現状の課題等を正確に把握するとともに、事業実施計画の目的、趣旨が課題解決に資する内容であるか。</p> <p>【配分】 現状の課題等が正確に把握されており、事業実施計画の目的、趣旨が課題解決に資する内容となっている 5ポイント 現状の課題等が把握されており、事業実施計画の目的、趣旨が課題解決に資する内容となっている 3ポイント 現状の課題等の把握が十分とはいえず、事業実施計画の一部のみが事業の目的、趣旨と合致している 1ポイント 現状の把握等が行われていない 0ポイント</p>	5
	<p>⑤ 【計画性】 予算措置が講じられる年度内において、スケジュールに基づき計画的に事業を執行することができるか。また、早期執行が図られる計画となっているか。</p> <p>【配分】 当該年度内に施設等の整備を終えることが確実と見込まれる詳細なスケジュールが立てられており、また、早期執行が図られる計画となっている 5ポイント 当該年度内に施設等の整備を終えることが見込まれる大まかなスケジュールが立てられており、また、早期執行が図られる計画となっている 3ポイント 当該年度内に施設等の整備を終えるスケジュールが記載されているが、実現性に疑問がある 1ポイント スケジュールについて記載されていない 0ポイント</p>	5
	<p>⑥ 【綿密性】 事業内容に見合った経費で、精度の高い積算がなされているか。</p> <p>【配分】 施設・機械ごとに精度の高い積算がなされている 5ポイント 施設・機械の大部分について精度の高い積算がなされている 3ポイント 施設・機械ごとに積算がなされている 1ポイント 具体的な積算がなされていない 0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>⑦ 【費用対効果】 投入する事業費に見合った効果が期待できるか。</p> <p>【配分】 投資効率が1.0以上であり、かつ事業最終年度を待たずに売上高営業利益率がプラスになっている 5ポイント 投資効率が1.0以上であり、かつ事業最終年度の売上高営業利益率がプラスになっている 3ポイント 投資効率が1.0以上であるが、売上高営業利益率が0%に近い 1ポイント 投資効率が1.0を下回っている 0ポイント</p>	5
	II 効果検証について「0、1、3、5ポイントで評価」	10
	<p>⑧ 【視点】 主体的に具体的な目標を設定し、その成果、効果を検証できる仕組みになっているか。</p> <p>【配分】 事業実施主体及び連携農林漁業者の生産見込量の実現可能性が高いと認められる等により、目標を達成しなかった際の原因を詳細に検証することが可能である 5ポイント 事業実施主体及び連携農林漁業者の生産見込量が全体として適正である等により、目標を達成しなかった際の原因を検証することが可能である 3ポイント 事業実施主体及び連携農林漁業者の生産見込量が過大である等により、目標を達成しなかった際の原因を検証することが困難となっている 1ポイント 成果・効果を検証できる仕組みになっていない 0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>⑨ 【視点】 事業の実施体制について事前に十分な調査・検討が行われているか。</p> <p>【配分】 原材料の生産又は仕入れ先の確保、加工・製造過程における技術的な課題の解決策、事業の実施体制において、取引数量、取引価格のいずれも向上が図られていて農林漁業経営の改善に寄与する取組である 5ポイント 原材料の生産又は仕入れ先の確保、加工・製造過程における技術的な課題の解決策、事業の実施体制において、取引数量、取引価格のいずれかの向上が図られていて農林漁業経営の改善に寄与する取組である 3ポイント 原材料の生産又は仕入れ先の確保、加工・製造過程における技術的な課題の解決策、事業の実施体制において一部のみ調査・検討が行われているか、農林漁業経営の改善効果が不明確である 1ポイント 原材料の生産又は仕入れ先の確保、加工・製造過程における技術的な課題の解決策、事業の実施体制について事前に調査・検討が行われていない 0ポイント</p>	5
	Ⅲ 実現性について「0、1、3、5ポイントで評価」	10
	<p>⑩ 【視点】 成果目標の達成に向け、連携事業者と役割分担がされているか。</p> <p>【配分】 多様な事業者との連携に当たり、連携の目的、連携する事業者の成果目標の達成に向けて的確な役割分担と具体的な取組を定めた規約その他の文書が作成されている 5ポイント 多様な事業者との連携に当たり、連携の目的、連携する事業者の成果目標の達成に向けて役割分担を定めた規約その他の文書が作成されている 3ポイント 多様な事業者との連携に当たり、連携の目的、連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されているが、役割分担の内容に不十分な点がある 1ポイント 多様な事業者との連携に当たり、連携の目的、連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていない 0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>⑪ 【商品価値の提示】 実需者・消費者へバリュー提案（商品価値の提示）を行い、市場性を評価しているか。</p> <hr/> <p>【配分】 ターゲットとなる顧客・市場を相当程度明確にした上で、バリュー提案（商品価値の提示）を行い、市場性の評価が十分に行われている・・・・・・・・・・5ポイント ターゲットとなる顧客・市場を明確にした上で、バリュー提案（商品価値の提示）を行い、市場性の評価が十分に行われている・・・・・・・・・・3ポイント バリュー提案（商品価値の提示）が行われているものの、市場性の評価について不十分な点がある・・・・・・・・・・1ポイント バリュー提案（商品価値の提示）を何ら行っていない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5
	IV バリューシステムに係る審査基準「0、1、3、5ポイントで評価」	15
	<p>⑫ 【視点】 バリュー提案に沿って原料の生産・供給体制が整っているか。</p> <hr/> <p>【配分】 バリュー提案に沿って原料の生産・供給体制が的確に構築されており、年間を通じて安定した生産・供給が可能である・・・・・・・・・・5ポイント バリュー提案に沿って原料の生産・供給体制の大部分が構築されており、年間を通じて生産・供給が可能である・・・・・・・・・・3ポイント バリュー提案に沿って原料の生産・供給体制が一部構築されているか、年間を通じた生産・供給が不安定である・・・・・・・・・・1ポイント バリュー提案に沿って原料の生産・供給体制が構築されていない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>⑬ 【視点】 バリュート提案に沿って製造、物流、保管体制が整っているか。</p> <p>バリュート提案に沿って製造、物流、保管体制が的確に構築されており、年間を通じて安定した製造、物流、保管が可能である ・ ・ ・ ・ ・ 5ポイント</p> <p>バリュート提案に沿って製造、物流、保管体制の大部分が構築されており、年間を通じて製造、物流、保管が可能である ・ ・ ・ ・ ・ 3ポイント</p> <p>バリュート提案に沿って製造、物流、保管体制が一部構築されているか、年間を通じた製造、物流、保管が不安定である ・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント</p> <p>バリュート提案に沿って製造、物流、保管体制が構築されていない ・ ・ ・ ・ ・ 0ポイント</p>	5
	<p>⑭ 【視点】 バリュート提案を継続的に実施する広告宣伝、苦情処理等の体制が整っているか。</p> <p>【配分】 バリュート提案を継続的に実施する広告宣伝、苦情処理等を行う専門のスタッフがいる ・ ・ ・ ・ ・ 5ポイント バリュート提案を継続的に実施する広告宣伝、苦情処理等を行うスタッフがいない ・ ・ ・ ・ ・ 3ポイント バリュート提案を実施する広告宣伝、苦情処理等を行うスタッフがいない ・ ・ ・ ・ ・ 1ポイント バリュート提案をに実施する広告宣伝、苦情処理等の体制が何ら構築されていない ・ ・ ・ ・ ・ 0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	V イノベーションに係る審査基準「0、3、6、10ポイントで評価」	10
	<p>⑮ 【視点】 市場性がある商品を作るため、事業実施主体としてのイノベーション（今までにない異業種との新結合等）を起こそうとしているか。</p> <p>【配分】 商品、原材料、生産方法、販路、組織（異業種との連携を含む）のいずれか2項目以上において、イノベーションを起こそうとしている・・・・・・・・・・10ポイント 商品、原材料、生産方法、販路、組織（異業種との連携を含む）のいずれかにおいて、イノベーションを起こそうとしている・・・・・・・・・・6ポイント 商品、原材料、生産方法、販路、組織（異業種との連携を含む）のいずれかにおいて、イノベーションを起こそうとしているが、具体的な内容でない・・・・・・・・・・3ポイント 商品、原材料、生産方法、販路、組織（異業種との連携を含む）のいずれにおいても、イノベーションを起こそうとしていない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	10
	VI 地域経済への波及効果「0、1、3、5ポイントで評価」	10
	<p>⑯ 【視点】 当該事業を実施するに際して、地域（県域）にどのようなライバル（競合先）がいるか。</p> <p>【配分】 同様の商品がなく、新しい価値提案が十分に行われている・・・・・・・・・・5ポイント 同様の商品があるが、新しい価値提案が十分に行われている・・・・・・・・・・3ポイント 同様の商品があるにもかかわらず、新しい価値提案が不十分である・・・・・・・・・・1ポイント 同様の商品があり、新しい価値提案も行われていない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>⑰ 【視点】 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果がある取組か。</p> <p>【配分】 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果が長期間にわたり十分にある・・・・・・・・・・5ポイント 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果が十分にある・・・・・・・・・・3ポイント 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果が一部ある・・・・・・・・・・1ポイント 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果がない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5
	VII 特別加算の基準 「0、3ポイントで評価」	15
	⑱ 事業実施主体の所在する市町村で策定した「地産地消促進計画」に則した取組であるか。	3
	⑲ 事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられているか。	3
	⑳ 商品の製造過程においてHACCP（高度化基盤整備を含む）を取り入れているか。	3
	㉑ 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であるか。	3
	㉒ 総合化事業計画又は農商工等連携促進事業計画において、輸出に向けた具体的な取組（輸出する新商品名、売上高目標及び輸出先国（地域）等）を位置付けているか。	3
	合計	105

事業名	評価項目及び配点基準	配点	
整備事業 (地域タイプ)	I 事業実施主体の適格性等について「0、1、3、5ポイントで評価」	35	
	① 【安定性】 組織の財政的基盤は安定しているか。 【配分】 市区町村にあっては財政再建団体となっていない 市区町村以外にあっては、直近3年の経常損益が3年連続黒字であり、かつ直近の決算において累積損失がない・・・5ポイント 市区町村以外であって、直近3年のうち2年又は1年の経常損益が黒字であり、かつ直近の決算において累積損失がない ・・・・3ポイント 市区町村以外であって、直近3年の経常損益が3年連続赤字であるが、直近の決算において累積損失がない、又は直近の決算において累積損失又は債務超過となっている・・・1ポイント 市区町村にあっては、財政再建団体となっている 市区町村以外にあっては、直近3年の経常損益が3年連続赤字であり、かつ直近の決算において債務超過となっている ・・・・0ポイント	5	
		② 【透明性】 運営の公開性、透明性は高いか。 【配分】 市区町村にあっては財政状況、市区町村以外にあっては定款、役員一覧及び決算書等経営状況について確認することのできる情報が全てHP又は事務所において公開されている ・・・・5ポイント 市区町村以外であって、定款、役員一覧及び決算書等経営状況について確認することのできる情報について2項目がHP又は事務所において公開されている・・・3ポイント 市区町村以外であって、定款、役員一覧及び決算書等経営状況について確認することのできる情報のいずれかがHP又は事務所において公開されている・・・1ポイント 活動内容が全く確認できない・・・0ポイント	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>③ 【専門性】 主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか。</p> <p>【配分】 主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した者が2名以上いる・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ポイント 主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した者が1名いる・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント 主たる責任者に管理能力があり、専門的知見又は経験等のいずれかを有した者が1名いる・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント 専門的知見、経験等を有した者がいない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5
	<p>④ 【整合性】 現状の課題等を正確に把握するとともに、事業実施計画の目的、趣旨が課題解決に資する内容であるか。</p> <p>【配分】 現状の課題等が正確に把握されており、事業実施計画の目的、趣旨が課題解決に資する内容となっている・・・・・・・・・・5ポイント 現状の課題等が把握されており、事業実施計画の目的、趣旨が課題解決に資する内容となっている・・・・・・・・・・3ポイント 現状の課題等の把握が十分とはいえず、事業実施計画の一部のみが事業の目的、趣旨と合致している・・・・・・・・・・1ポイント 現状の把握等が行われていない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5
	<p>⑤ 【計画性】 予算が講じられる年度内において、スケジュールに基づき計画的に事業を執行することができるか。また、早期執行が図られる計画となっているか。</p> <p>【配分】 当該年度内に全ての機械の整備を終えることが確実と見込まれる詳細なスケジュールが立てられており、また、早期執行が図られる計画となっている・・・・・・・・・・5ポイント 当該年度内に全ての機械の整備を終えることが見込まれる大まかなスケジュールが立てられており、また、早期執行が図られる計画となっている・・・・・・・・・・3ポイント 当該年度内に全ての機械の整備を終えるスケジュールが記載されているが、実現性に疑問がある・・・・・・・・・・1ポイント スケジュールについて記載されていない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>⑥ 【綿密性】 事業内容に見合った経費で、精度の高い積算がなされているか。</p> <p>【配分】 機械ごとに精度の高い積算がなされている 5ポイント 機械の大部分について精度の高い積算がなされている 3ポイント 機械ごとに積算がなされている 1ポイント 具体的な積算がなされていない 0ポイント</p>	5
	<p>⑦ 【費用対効果】 投入する事業費に見合った効果が期待できるか。</p> <p>【配分】 投資効率が1.0以上であり、かつ事業最終年度を待たずに売上高営業利益率がプラスになっている 5ポイント 投資効率が1.0以上であり、かつ事業最終年度の売上高営業利益率がプラスになっている 3ポイント 投資効率が1.0以上であるが、売上高営業利益率が0%に近い 1ポイント 投資効率が1.0を下回っている 0ポイント</p>	5
	Ⅱ 効果検証について「0、1、3、5ポイントで評価」	5
	<p>⑧ 【視点】 市区町村協議会の参画により、その成果・効果を検証できる仕組みになっているか。</p> <p>【配分】 市区町村協議会が効果検証に参画することにより、目標を達成しなかった際の原因を詳細に検証することが可能となっている 5ポイント 市区町村協議会が効果検証に参画することにより、目標を達成しなかった際の原因を検証することが可能となっている 3ポイント 市区町村協議会が効果検証に参画するものの、十分に機能せず、目標を達成しなかった際の原因を検証することが困難となっている 1ポイント 上記の取組を行っていない 0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	Ⅲ 実現性について「0、1、3、5ポイントで評価」	10
	<p>⑨ 【視点】 成果目標の達成に向け、市区町村協議会の参画が得られているか。</p> <p>【配分】 成果目標の達成に向けて市区町村協議会の的確な役割分担を定めた規約その他の文書が作成されている 5ポイント 成果目標の達成に向けて市区町村協議会の役割分担を定めた規約その他の文書が作成されている 3ポイント 成果目標の達成に向けて市区町村協議会の役割分担を定めた規約その他の文書が作成されているが、役割分担の内容に不十分な点がある 1ポイント 市区町村協議会の役割分担を定めた規約その他の文書が何ら作成されていない 0ポイント</p>	5
	<p>⑩ 【視点】 事業の実施体制について事前に十分な調査・検討が行われているか。</p> <p>【配分】 新商品の開発方法、分析の手順及び事業の実施体制について事前に十分な調査・検討が行われている 5ポイント 新商品の開発方法、分析の手順及び事業の実施体制について事前に調査・検討が行われている 3ポイント 新商品の開発方法及び事業の実施体制について事前に調査・検討が行われているが、調査・検討内容について不明確である 1ポイント 新商品の開発方法、分析の手順及び事業の実施体制について事前に調査・検討が何ら行われていない 0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	IV バリューシステムに係る審査基準「0、1、3、5ポイントで評価」	10
	<p>⑪ 【視点】 実需者・消費者へバリュー提案（商品価値の提示）を行い、市場性を確認しているか。</p> <p>【配分】 ターゲットとなる顧客・市場を相当程度明確にした上で、バリュー提案（商品価値の提示）を行い、市場性の評価が十分に行われている・・・・・・・・・・5ポイント ターゲットとなる顧客・市場を明確にした上で、バリュー提案（商品価値の提示）を行い、市場性の評価が十分に行われている・・・・・・・・・・3ポイント バリュー提案（商品価値の提示）が行われているものの、市場性の評価が十分に行われていない・・・・・・・・・・1ポイント バリュー提案（商品価値の提示）を行っていない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5
	<p>⑫ 【視点】 バリュー提案に沿って地域の農林水産物が利用されているか。</p> <p>【配分】 年間を通じて地域の農林水産物を十分に利用した事業計画となっている・・・・・・・・・・5ポイント 地域の農林水産物を十分に利用した事業計画となっている・・・・・・・・・・3ポイント 地域の農林水産物を利用した事業計画となっているが、事業計画の内容に不十分な点がある・・・・・・・・・・1ポイント 地域の農林水産物を利用した事業計画となっていない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	5

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>V イノベーションに係る審査基準「0、3、6、10ポイントで評価」</p> <p>⑬ 【視点】 市場性がある商品を作るため、事業実施主体としてのイノベーション（今までにない異業種との新結合等）を起こそうとしているか。</p> <p>【配分】 商品、原材料、生産方法、販路、組織（異業種との連携を含む）のいずれか2項目以上において、イノベーションを起こそうとしている・・・・・・・・・・10ポイント 商品、原材料、生産方法、販路、組織（異業種との連携を含む）のいずれかにおいて、イノベーションを起こそうとしている・・・・・・・・・・6ポイント 商品、原材料、生産方法、販路、組織（異業種との連携を含む）のいずれかにおいて、イノベーションを起こそうとしているが、具体的な内容でない・・・・・・・・・・3ポイント 商品、原材料、生産方法、販路、組織（異業種との連携を含む）のいずれにおいても、イノベーションを起こそうとしていない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	10
	<p>VI 地域経済への波及効果「0、1、3、5ポイントで評価」</p> <p>⑭ 【視点】 当該事業を実施するに際して、地域（県域）にどのようなライバル（競合先）がいるか。</p> <p>【配分】 同様の商品がなく、新しい価値提案が十分に行われている・・・・・・・・・・5ポイント 同様の商品があるが、新しい価値提案が十分に行われている・・・・・・・・・・3ポイント 同様の商品があるにもかかわらず、新しい価値提案が不十分である・・・・・・・・・・1ポイント 同様の商品があり、新しい価値提案も行われていない・・・・・・・・・・0ポイント</p>	10

事業名	評価項目及び配点基準	配点
	<p>⑮ 【視点】 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果がある取組か。</p> <p>【配分】 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果が長期間にわたり十分にある 5ポイント 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果が十分にある 3ポイント 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果が一部ある 1ポイント 地域経済（地域の雇用創出、農林水産業振興、関連産業振興）への波及効果がない 0ポイント</p>	5
	VII 特別加算の基準 「0、3ポイントで評価」	18
	⑯ 事業実施主体の所在する市町村で策定した「地産地消促進計画」に則した取組であるか。	3
	⑰ 事業実施主体が「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられているか。	3
	⑱ 商品の製造過程においてHACCP（高度化基盤整備を含む）を取り入れているか。	3
	⑲ 和食などを軸とする観光・食文化政策の展開に資する取組であるか。	3
	⑳ 地域再生法に基づき、内閣総理大臣から認定された地域再生計画に位置付けられた取組であるか。	3
	㉑ 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組であるか。	3
	合計 (A)	98
	ポイント補正 (A) × 105 / 98 ※小数点以下四捨五入	105